

DCとはDefined Contributionの略＝確定拠出年金のことです。

平成18年 5月 24日

昨年、4月28日号にて「離退職時における資産の移換について」という記事で、強制移換のお話を致しました。その後、問い合わせが増えていることもあり、今回は個人型DCをご案内します。

離退職時は個人型DCに資産移換を

弊社で企業型DCを導入いただいている企業には離退職なさる方へ個人型DCのご案内をお願いしています。過去において、離退職時に手続きしておかなかったために失念してしまい、強制移換の憂き目に遭うという事例が多かったからです。

強制移換されてしまうと

たとえば離退職後6ヶ月以内に移換手続き等を行わなかった場合は国民年金基金連合会に強制移換されます。その際、手数料等が年金資産から差し引かれてしまうので不利益を生じます。そればかりか強制移換されると「加入者」でも「運用指図者」でもない「その他の者」として扱われ、移換手続きを行わない限り、運用指図を行うこともできず、受給開始年齢になっても年金を受けることができません。

離退職後どうするかで取扱いも違う

例えば、次に勤められる会社が既に決まっていたその会社で企業型DCを導入されている場合はその制度に移換することになりますし、年金資産額が1万5千円以下である場合は、個人型DCに移換することなく直接脱退一時金の請求ができるといった例外があります。

専業主婦や公務員になるなど企業年金に加入できない人で、資産が50万円以下の場合（他にも条件はあります）にも脱退一時金の請求はできますが、この場合にはいったん個人型DCに移換する必要があります。

個人型DCへの移換

企業型DCを導入している企業を60歳以前に退職して加入者資格を喪失した場合は企業型年金の加入者でも運用指図者でもない「企業型年金加入者であった者」という扱いになります。そうすると当該企業型確定拠出年金に年金資産を置いておくことはできませんので、基本的に個人型DCに移換することとなります。

1. 第1号被保険者となる場合

離退職後、個人事業主となる場合や、当面の就職先が決定していない場合（いわゆる第1号被保険者になる場合）等には、加入者資格を喪失した日（退職日の翌日）が属する月の翌月から起算して6ヶ月以内に個人型DCに資産を移換する手続きをすることで個人型DCの加入者になることも運用指図者になることもできます。

2. 第2号被保険者となる場合

離退職後、他の企業へ転職された場合（いわゆる第2号被保険者になる場合）でも、当該企業に企業型DC制度がなく、他の企業年金制度もない場合に個人型DCに加入することも運用指図者になることもできます。

3. 運用指図者となる場合

下記のとおり、個人型DCの加入者になることはできませんが、そのかわり運用指図者になることができます。この場合、掛金の拠出は行わないで過去に積立てた年金資産について運用指図のみ行なうこととなります。

第3号被保険者となる時

公務員や私立学校の教職員となる時

転職先に企業型年金がない場合で他の企業年金の対象者となる場合

海外に居住することとなったとき

その他、国民年金の保険料を支払っていない（免除されている）場合など

お手続きについて

1～3の場合は、「個人別管理資産移換依頼書」その他の必要書類（それぞれ必要な書類は異なります）に記入、捺印の上、本人確認書類などを添付して提出し、資産の移換手続きを行う必要がありますので上記DCプランニング室までご連絡ください。すぐに関係資料や必要書類等を送付いたします。必要事項のご記入とご捺印をいただいて、本人確認書類とともにご返送ください。当社を通じてお手続きさせていただきます。

なお、掛金については1の場合、月額68,000円。2の場合、月額18,000円が上限となりますが、いずれも国民年金基金と併せた額ですので注意が必要です。

以上

制度への加入に関する最終決定はお客様ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。本資料は、岡三証券が信頼できると判断した情報源からの情報に基づいて作成したものです。その情報の正確性、完全性を保証するものではありません。また、本資料に記載された意見や予測等は、資料作成時点での岡三証券の判断であり、今後予告なしに変更されることがあります。